



拡充

甘楽町まちづくり定住応援金

■ 住民課税務係 ☎64-8313



定住化による活力あるまちづくりを推進するため、町内において新しく家を建てたり購入した場合、または建て直した場合に応援金を交付します。

交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 甘楽町に居住していること 延床面積が50㎡以上の専用住宅を建築または取得した場合 居住部分が50㎡以上の併用住宅を建築または取得した場合 ※公共事業等の補償などにより住宅を建築または取得した場合および相続、贈与、そのほか対価を伴わずに住宅を取得した場合は対象外です。 ※増改築は対象外です。 町税等を滞納していないこと 暴力団員等でないこと 	交付金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援金の額…7万円 ● 加算額…①～④各3万円 次の条件に該当した場合は、応援金に加えて、加算金を交付します。
	申請受付期間		<p>令和3年4月1日(木)～ (住宅を取得した日から1年以内の申請が必要です)</p>

拡充

甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金

■ 産業課商工観光係 ☎64-8320



若者の雇用拡大と定住促進を図るため、新卒者(卒業後3年以内・外国人を含む)を雇用した事業主と本人に補助金を交付します。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用者の要件 前年10月から本年9月30日までに採用された人 6カ月以上継続して町内に住所を有している人 6カ月以上継続して町内事業所で就業した人 事業主と3親等以内の親族関係にない人 町税等を滞納していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主の要件 対象者を6カ月以上町内の事業所で雇用している事業主 雇用保険の適用事業主(見込みも含む) 町税等を滞納していない事業主 清算手続き中、破産手続き中、再生手続き中や暴力団関係者ではない事業主
	補助金額	
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～	

新規

甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金

■ 建設課都市計画係 ☎64-8322



生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、町内の業者を活用して自宅をリフォームした場合に、その費用の一部を補助します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の要件 町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人 上記住所で住民基本台帳に登録されている人 過去に、甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人 	対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の要件を全て満たすこと 内装、浴室、トイレ、外壁の塗装などの生活環境向上を目的とするリフォーム工事であること 町内の業者(法人は本店(本社)が町内にある業者)に発注する工事であること 補助対象の工事費用が10万円(税込み)以上であること 補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと 令和4年2月28日(月)までにリフォーム工事の完了報告ができること
	対象住宅		<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者および同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件 町税等を滞納していないこと 暴力団員等でないこと
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)		

拡充

甘楽町奨学金返還支援助成金 (かんら未来人財応援事業)

■ 企画課企画調整係 ☎74-3133



若者の定住促進と町内企業の活性化を図るため、町内に定住または町内企業に勤務する人の奨学金返還を支援します。今年度から対象者を拡充し、奨学金を返還中の人も対象になります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学など(大学、短大、専修、大学院)を卒業し、日本学生支援機構から貸与された奨学金を返還している人 ● 町内に住所を有し、または町内企業に勤務する人 ● 4月1日現在で30歳未満の人 ※公務員を除きます。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成金額 年度内に返還した奨学金の2分の1以内で上限額は次のとおりです。最長5年間支援します。 ① 町内に住所を有し、かつ、町内企業に勤務する人 12万円 ② 町内に住所を有し、町外企業に勤務する人 10万円 ③ 町外に住所を有し、町内企業で勤務する人 2万円
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木)

新規

甘楽町空き家リフォーム補助金

■ 企画課企画調整係 ☎74-3133



町内の空き家を有効活用し移住定住を促進するため、空き家を取得してリフォームした場合に、その費用の一部を補助します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の空き家を取得して、その空き家へ転居または転入を予定している人
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年4月1日時点で、1年以上居住していない住宅
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ● リフォーム経費が20万円以上かかる工事
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ● リフォーム経費の2分の1で50万円を上限
申請受付期間	令和3年6月1日(火)～ 令和3年8月31日(火)